

2015年8月24日

牛久市長選挙立候補予定者様へのお願い

憲法9条牛久の会

ご多忙中のところ、突然のお願いで失礼致します。

私たちは、平和な世の中が続くことを祈念し、日本国憲法、とりわけ「憲法9条」を守ることを意図し、学習会・交流会等を行っている自主的な会です。

新たなチャレンジを決意され、牛久市の未来に責任を持つリーダーになられる方に、私たちは大いに期待したいところであります。

私たち市民も責任を持って、市政を託せるリーダーを選ばなければなりません。

有権者にとって、市長候補者の憲法観等をお伺いし、市民として投票行動の参考にさせていただきたいと思えます。

つきましては、質問票(【別紙1】)に対する回答を、「賛成・反対・どちらとも言えない」とその理由を回答票(【別紙2】)に、記載をお願い致します。

何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

ご回答いただいた内容については、次のように取り扱う予定です。

- ① 結果を当会のホームページ(<http://www.9jo-ushiku.org/>)公開致します。
- ② 当会のニュース等で市民に配布します。
- ③ 記者クラブ等報道機関に対して開示することがあります。

基本的に回答者の実名入りで原文通りとし、当団体がコメントや評価を掲載することはございません(一部、趣旨を損なわない範囲で要約させていただく可能性はあります)。

<回答方法>

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご回答内容を、2015年8月31日(月)までに着くように、郵送・FAXのいずれかにより、当会へお送りください(郵送用の回答票と返信用封筒を同封しております)。

<連絡・回答先>

〒300-1216

牛久市神谷1-5-1

石毛良作 気付

憲法9条牛久の会

TEL・FAX:029-872-2707

【別紙1】 質問票

＜質問＞

1. 公務員は、日本国憲法99条の規定により、「憲法擁護義務」があります。しかしながら、国会議員、地方公務員等で、憲法を率先して変えようとする動きがあります。これらの動きに対してどのように考えますか。
2. 日本国憲法は、92条から95条で地方自治について定めています。
市政運営において、憲法を活かした運営を行うことをどのように考えますか。
3. 一昨年に成立した「特定秘密保護法」は、何が秘密であるか不透明であることや、国民の知る権利との関係等で、問題があるとの意見も多くあります。
「特定秘密保護法」についてどのように考えますか。
4. 昨年7月の閣議で、「集団的自衛権」容認とも言われる閣議決定が行われました。
この閣議決定についてどのように考えますか。
5. 現在、参議院で審議されている「安全保障関連法案」は、日本弁護士連合会が「違憲」と表明しています。また、憲法学者等の約9割が「違憲」もしくは「違憲の疑いあり」(NHK調査)と表明しています。
本法案の、今国会の成立について、どのように考えますか。
6. 未来を担う子どもの教育について、どのような素材を用いて行うかは重要な問題と考えます。過去の戦争を容認するとも思える歴史教科書の選定が各地で問題となっております。
教科書の選定は、現場の教師・保護者の声を重視すべきと考えますが、どのように考えますか。
7. 憲法9条の戦争放棄規定は、日本が平和国家である基調となるものと考えますが、9条に関わる憲法解釈の変更、憲法改定の動きが加速しています。
憲法9条は改定すべきでないと考えますが、改定についてどのように考えますか。

【別紙2】 回答票

回答者: _____

解答欄の【選択項目】の何れかを○で囲み、その理由を明記してください。

質問内容	回答
1. 別紙1の 質問1について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
2. 別紙1の 質問2について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
3. 別紙1の 質問3について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
4. 別紙1の 質問4について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
5. 別紙1の 質問5について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
6. 別紙1の 質問6について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】
7. 別紙1の 質問7について	【選択項目】 賛成・反対・どちらとも言えない 【理由】

以上

【別紙3】 参考条文等

日本国憲法

<憲法擁護義務>

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

<戦争の放棄>

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<地方自治>

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

<国民の権利及び義務>

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

特定秘密保護法(日本弁護士連合会ホームページより引用)

漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えると考えられる情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰することによって、「特定秘密」を守ろうとするものです。

2013年12月6日、第185回国会で成立し、同年12月13日に公布されました。

安全保障関連法案(「THE HUFFING POST」日本版ホームページより引用)

新しくつくられる「国際平和支援法案」と、自衛隊法改正案等 10 の法律の改正案を一つにまとめた「平和安全法制整備法案」からなり、次のような内容のものです。

- ・集団的自衛権の容認
- ・自衛隊の活動範囲や使用できる武器の拡大
- ・有事の際に自衛隊を派遣するまでの国会議論の時間短縮
- ・在外邦人救出や米艦防護の容認
- ・武器使用基準の緩和
- ・上官に反抗した場合の処罰規定追加

2014年7月1日閣議決定

下記に示すような内容を決定しました。

- ・武力攻撃に至らない侵害への対処
 - 島嶼防衛等への自衛隊の出動、武器使用
- ・国際社会の平和と安定への一層の貢献
 - 自衛隊の活動範囲を「駆け付け警護」や「後方支援」に拡大、自衛官の武器使用権限を拡大
- ・憲法第9条の下で許容される自衛の措置
 - 我が国が攻撃されていなくてもいわゆる「新3要件」を満たすと政府が判断すれば集団的自衛権の名の下に自衛隊が武力行使可能
- ・今後の国内法整備の進め方
 - これらの活動を自衛隊が迅速に実施することを可能とする国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする法整備

憲法の基本原理に関わるこのような重大な解釈変更を、一内閣の判断(閣議決定)で行うことは、立憲主義に反し、憲法の存在意義を失わせるものとして、日本弁護士連合会等が、立憲主義を堅持する立場から反対している。